

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 26 京都府	(2)市町村区分 103 京都市左京区	(3)所轄庁区分 26100	(4)法人番号 3130005014161	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 青空会		(8)主たる事務所の住所 京都市左京区 吉田中阿達町39番地16			
(9)主たる事務所の電話番号 075-708-6281		(10)主たる事務所のFAX番号 075-708-6182		(11)従たる事務所の有無 2 無	
(12)従たる事務所の住所		(13)法人のホームページ http://www1a.biglobe.ne.jp/aozora-hoikuen/			
(14)法人のメールアドレス aozora@kve.biglobe.ne.jp		(15)法人の設立認可年月日 平成27年1月21日			
(16)法人の設立登記年月日 平成27年1月22日					

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	72,205
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	--------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
金掛 純子	幼稚園 園長	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1
藤田 寿男	幼稚園 園長	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1
近澤 隆子	元幼稚園 園長	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1
藤田 一子	短期大学名誉教授	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1
木藤尚子	元幼稚園 園長	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1
眞田寛子	社会福祉法人 理事長	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1
宮村定男	会社員	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	113,465	1 特例有
----------	---	----------	---	--------------------------------	---------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
稲葉由貴子	1 理事長 R3.6.26 ~ R5.6	平成27年1月22日	1 常勤	令和3年6月26日	青空会 理事長	2 無
稲葉 正行	2 業務執行理事 R3.6.26 ~ R5.6		1 常勤	令和3年6月26日	あおぞら保育園 園長	2 無
河野 佑宜	3 その他理事 R3.6.26 ~ R5.6		2 非常勤	令和3年6月26日	施設管理者	2 無
小林 義夫	3 その他理事 R3.6.26 ~ R5.6		2 非常勤	令和3年6月26日	弁護士	2 無
葛西 友子	3 その他理事 R3.6.26 ~ R5.6		2 非常勤	令和3年6月26日	音楽大学特任講師	2 無
鶴丸 月子	3 その他理事 R3.6.26 ~ R5.6		2 非常勤	令和3年6月26日	高等学校非常勤講師	2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	41,260
----------	---	----------	---	-------------------------------	--------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	
戸津川 聖信	保育園 園長 R3.6.26 ~ R5.6	2 無	令和3年6月26日
西川 和男	会社員 R3.6.26 ~ R5.6	3 社会福祉事業に意見を有する者 (その他)	2 令和3年6月26日
		6 財務管理に意見を有する者 (その他)	2 令和3年6月26日

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)
				0

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数			
①常勤専従者の実数	0	②常勤業務者の実数	0
		常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数			
①常勤専従者の実数	15	②常勤業務者の実数	8
		常勤換算数	1.0
		③非常勤者の実数	7
		常勤換算数	1.0

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	

令和4年6月25日	7	1	令和3年年度計算書類の承認 経理規程改訂
-----------	---	---	----------------------

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和4年6月11日	6	2	令和3年年度事業報告及び計算書類の承認 定時評議員会開催の件 経理規程の改訂 処遇改善臨時特例手当規程の制定
令和5年3月11日	6	2	令和4年度補正予算の承認 令和5年度予算の承認 事業報告及び計算書 経理規程一部改訂

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	戸澤川 聖信 西川 和男
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	無し
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	無し

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
001	あおぞら保育園拠点区分	02091201	保育所		あおぞら保育園					
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		
001	あおぞら保育園拠点区分	00000001	本部経理区分		本部会計					
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		

11. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

特になし

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額の総額 (円)		0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)		
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)		0
②地域公益事業 (円)		0
③公益事業 (円)		0
④合計額 (①+②+③) (円)		0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額		
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)		0
②地域公益事業 (円)		0
③公益事業 (円)		0
④合計額 (①+②+③) (円)		0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間		~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無	
①事業報告	2 無
②財産目録	2 無
③事業計画書	2 無
④第三者評価結果	2 無
⑤苦情処理結果	2 無
⑥監事監査結果	2 無
⑦附属明細書	2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費 (円)	106,376,587
②施設・設備に係る公費 (円)	2,126,640
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	37,135,721

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	
③業務内容	
④費用【年額】 (円)	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	無し
②実施した改善内容	無し

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度 (高工会議所) に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入 (具体的に: ●●●)	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

1 6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

法人単位資金収支計算書

(自) 令和4年4月1日 (至) 令和5年3月31日

法人名：社会福祉法人青空会

(単位：円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	111,140,000	110,738,053	401,947	
	受取利息配当金収入	2,000	1,039	961	
	その他の収入	1,150,000	1,175,612	△ 25,612	
	事業活動収入計 (1)	112,292,000	111,914,704	377,296	
	支出				
	人件費支出	67,450,000	66,306,747	1,143,253	
事業費支出	9,030,000	8,670,799	359,201		
事務費支出	14,955,000	14,273,744	681,256		
支払利息支出	1,520,000	1,510,344	9,656		
その他の支出	1,130,000	1,095,248	34,752		
事業活動支出計 (2)	94,085,000	91,856,882	2,228,118		
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	18,207,000	20,057,822	△ 1,850,822		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	1,530,000	2,126,640	△ 596,640	
	施設整備等収入計 (4)	1,530,000	2,126,640	△ 596,640	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	9,936,000	9,936,000	0	
固定資産取得支出	600,000	596,640	3,360		
施設整備等支出計 (5)	10,536,000	10,532,640	3,360		
施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	△ 9,006,000	△ 8,406,000	△ 600,000		
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動による収入	132,000	131,080	920	
	その他の活動収入計 (7)	132,000	131,080	920	
	支出				
積立資産支出	9,000,000	11,000,000	△ 2,000,000		
その他の活動支出計 (8)	9,000,000	11,000,000	△ 2,000,000		
その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	△ 8,868,000	△ 10,868,920	2,000,920		
予備費支出 (10)	0	-	0		
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	333,000	782,902	△ 449,902		
前期末支払資金残高 (12)	21,720,126	21,720,126	0		
当期末支払資金残高 (11) + (12)	22,053,126	22,503,028	△ 449,902		

あおぞら保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 令和4年4月1日 (至) 令和5年3月31日

法人名：社会福祉法人青空会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業収入	保育事業収入	111,140,000	110,738,053	401,947	
	委託費収入	96,600,000	100,985,800	△ 4,385,800	
	利用者等利用料収入	4,340,000	4,383,906	△ 43,906	
	利用者等利用料収入(公費)	0	22,440	△ 22,440	
	利用者等利用料収入(一般)	4,340,000	4,361,466	△ 21,466	
	その他の事業収入	10,200,000	5,368,347	4,831,653	
	補助金事業収入(公費)	10,200,000	5,368,347	4,831,653	
	受取利息配当金収入	2,000	1,039	961	
	その他の収入	1,150,000	1,175,612	△ 25,612	
	利用者等外給食費収入	800,000	791,100	8,900	
	雑収入	350,000	384,512	△ 34,512	
	事業活動収入計(1)		112,292,000	111,914,704	377,296
事業活動に要する支出	人件費支出	67,450,000	66,306,747	1,143,253	
	役員報酬支出	240,000	226,930	13,070	
	職員給料支出	31,770,000	31,757,223	12,777	
	職員賞与支出	11,870,000	11,075,000	795,000	
	非常勤職員給与支出	8,330,000	8,270,645	59,355	
	派遣職員費支出	6,700,000	6,554,254	145,746	
	退職給付支出	1,140,000	1,134,043	5,957	
	法定福利費支出	7,400,000	7,288,652	111,348	
	事業費支出	9,030,000	8,670,799	359,201	
	給食費支出	4,000,000	3,913,030	86,970	
	保健衛生費支出	320,000	260,941	59,059	
	保育材料費支出	400,000	374,607	25,393	
	水道光熱費支出	1,680,000	1,634,556	45,444	
	消耗器具備品費支出	1,330,000	1,209,000	121,000	
	保険料支出	30,000	26,645	3,355	
	賃借料支出	1,260,000	1,252,020	7,980	
	雑支出	10,000	0	10,000	
	事務費支出	14,955,000	14,273,744	681,256	
	福利厚生費支出	130,000	116,719	13,281	
	旅費交通費支出	30,000	11,570	18,430	
	研修研究費支出	150,000	133,000	17,000	
	事務消耗品費支出	460,000	305,677	154,323	
	印刷製本費支出	80,000	43,755	36,245	
	水道光熱費支出	190,000	181,617	8,383	
	修繕費支出	300,000	95,524	204,476	
	通信運搬費支出	270,000	219,818	50,182	
	会議費支出	60,000	37,036	22,964	
	広報費支出	40,000	0	40,000	
	業務委託費支出	11,890,000	11,832,000	58,000	
	手数料支出	150,000	131,679	18,321	
	保険料支出	240,000	237,700	2,300	
	賃借料支出	200,000	196,636	3,364	
	租税公課支出	5,000	0	5,000	
保守料支出	320,000	304,840	15,160		
渉外費支出	30,000	16,173	13,827		
諸会費支出	400,000	410,000	△ 10,000		
雑支出	10,000	0	10,000		
支払利息支出	1,520,000	1,510,344	9,656		
その他の支出	1,130,000	1,095,248	34,752		
利用者等外給食費支出	1,130,000	1,095,248	34,752		
事業活動支出計(2)		94,085,000	91,856,882	2,228,118	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		18,207,000	20,057,822	△ 1,850,822	

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)	備考
施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	1,530,000	2,126,640	△ 596,640	
	施設整備等補助金収入	0	596,640	△ 596,640	
	設備資金借入金元金償還補助金収入	1,530,000	1,530,000	0	
	施設整備等収入計 (4)	1,530,000	2,126,640	△ 596,640	
	設備資金借入金元金償還支出	9,936,000	9,936,000	0	
施設整備等による収支	固定資産取得支出	600,000	596,640	3,360	
	器具及び備品取得支出	600,000	596,640	3,360	
	施設整備等支出計 (5)	10,536,000	10,532,640	3,360	
施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)		△ 9,006,000	△ 8,406,000	△ 600,000	
その他の活動による収入	その他の活動による収入	132,000	131,080	920	
	長期前払費用収入	132,000	131,080	920	
その他の活動収入計 (7)		132,000	131,080	920	
その他の活動による支出	積立資産支出	9,000,000	11,000,000	△ 2,000,000	
	人件費積立資産支出	0	2,000,000	△ 2,000,000	
	施設・設備整備積立資産支出	9,000,000	9,000,000	0	
その他の活動支出計 (8)		9,000,000	11,000,000	△ 2,000,000	
その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)		△ 8,868,000	△ 10,868,920	2,000,920	
予備費支出 (10)		0	-	0	
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)		333,000	782,902	△ 449,902	
前期末支払資金残高 (12)		21,720,126	21,720,126	0	
当期末支払資金残高 (11) + (12)		22,053,126	22,503,028	△ 449,902	

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

（自）令和4年4月1日 （至）令和5年3月31日

法人名：社会福祉法人青空会

（単位：円）

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)	
サービス活動増減の部	収益				
	保育事業収益	110,738,053	108,142,811	2,595,242	
	サービス活動収益計 (1)	110,738,053	108,142,811	2,595,242	
	費用	人件費	66,306,747	63,587,842	2,718,905
		事業費	8,670,799	7,923,933	746,866
		事務費	14,273,744	14,891,964	△ 618,220
		減価償却費	9,350,949	9,333,189	17,760
国庫補助金等特別積立金取崩額		△ 5,271,274	△ 5,231,553	△ 39,721	
サービス活動費用計 (2)	93,330,965	90,505,375	2,825,590		
サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	17,407,088	17,637,436	△ 230,348		
サービス活動外増減の部	収益				
	受取利息配当金収益	1,039	954	85	
	その他のサービス活動外収益	1,175,612	962,574	213,038	
	サービス活動外収益計 (4)	1,176,651	963,528	213,123	
	費用	支払利息	1,510,344	1,587,841	△ 77,497
		その他のサービス活動外費用	1,095,248	1,108,547	△ 13,299
サービス活動外費用計 (5)	2,605,592	2,696,388	△ 90,796		
サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)	△ 1,428,941	△ 1,732,860	303,919		
経常増減差額 (7) = (3) + (6)		15,978,147	15,904,576	73,571	
特別増減の部	収益				
	施設整備等補助金収益	2,126,640	1,530,000	596,640	
	特別収益計 (8)	2,126,640	1,530,000	596,640	
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	596,640	0	596,640
特別費用計 (9)		596,640	0	596,640	
特別増減差額 (10) = (8) - (9)	1,530,000	1,530,000	0		
当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)	17,508,147	17,434,576	73,571		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	45,608,380	39,173,804	6,434,576	
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)	63,116,527	56,608,380	6,508,147	
	基本金取崩額 (14)	0	0	0	
	その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0	
	その他の積立金積立額 (16)	11,000,000	11,000,000	0	
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)	52,116,527	45,608,380	6,508,147	

第二号第四様式（第二十三条第四項関係）

あおぞら保育園拠点区分 事業活動計算書

（自）令和4年4月1日 （至）令和5年3月31日

法人名：社会福祉法人青空会

（単位：円）

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)									
サ	益	保育事業収益	110,738,053	108,142,811	2,595,242								
		委託費収益	100,985,800	100,456,800	529,000								
		利用者等利用料収益	4,383,906	4,280,199	103,707								
		利用者等利用料収益（公費）	22,440	0	22,440								
		利用者等利用料収益（一般）	4,361,466	4,280,199	81,267								
		その他の事業収益	5,368,347	3,405,812	1,962,535								
		補助金事業収益（公費）	5,368,347	3,405,812	1,962,535								
		サービス活動収益計(1)	110,738,053	108,142,811	2,595,242								
ピ	ス	費	活	動	増	減	用	の	部	人件費	66,306,747	63,587,842	2,718,905
										役員報酬	226,930	309,450	△ 82,520
										職員給料	31,757,223	30,068,610	1,688,613
										職員賞与	11,075,000	12,323,750	△ 1,248,750
										非常勤職員給与	8,270,645	7,761,687	508,958
										派遣職員費	6,554,254	4,704,366	1,849,888
										退職給付費用	1,134,043	1,232,054	△ 98,011
										法定福利費	7,288,652	7,187,925	100,727
										事業費	8,670,799	7,923,933	746,866
										給食費	3,913,030	3,922,081	△ 9,051
										保健衛生費	260,941	267,111	△ 6,170
										保育材料費	374,607	421,125	△ 46,518
										水道光熱費	1,634,556	1,435,006	199,550
										消耗器具備品費	1,209,000	542,110	666,890
										保険料	26,645	32,120	△ 5,475
										賃借料	1,252,020	1,304,380	△ 52,360
										事務費	14,273,744	14,891,964	△ 618,220
										福利厚生費	116,719	93,188	23,531
										旅費交通費	11,570	16,720	△ 5,150
										研修研究費	133,000	124,000	9,000
										事務消耗品費	305,677	404,441	△ 98,764
										印刷製本費	43,755	72,344	△ 28,589
										水道光熱費	181,617	159,445	22,172
										修繕費	95,524	40,700	54,824
										通信運搬費	219,818	255,375	△ 35,557
										会議費	37,036	81,011	△ 43,975
										広報費	0	39,600	△ 39,600
										業務委託費	11,832,000	11,859,820	△ 27,820
										手数料	131,679	129,879	1,800
										保険料	237,700	237,700	0
										賃借料	196,636	322,954	△ 126,318
										租税公課	0	480	△ 480
										保守料	304,840	288,750	16,090
渉外費	16,173	19,182	△ 3,009										
諸会費	410,000	746,375	△ 336,375										
減価償却費	9,350,949	9,333,189	17,760										
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 5,271,274	△ 5,231,553	△ 39,721										
サービス活動費用計(2)	93,330,965	90,505,375	2,825,590										
サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)	17,407,088	17,637,436	△ 230,348										

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	1,039	954	85
		その他のサービス活動外収益	1,175,612	962,574	213,038
		利用者等外給食収益	791,100	847,520	△ 56,420
		雑収益	384,512	115,054	269,458
	サービス活動外収益計 (4)		1,176,651	963,528	213,123
	費用	支払利息	1,510,344	1,587,841	△ 77,497
		その他のサービス活動外費用	1,095,248	1,108,547	△ 13,299
		利用者等外給食費	1,095,248	1,108,547	△ 13,299
		サービス活動外費用計 (5)	2,605,592	2,696,388	△ 90,796
	サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)		△ 1,428,941	△ 1,732,860	303,919
経常増減差額 (7) = (3) + (6)		15,978,147	15,904,576	73,571	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	2,126,640	1,530,000	596,640
		施設整備等補助金収益	596,640	0	596,640
		設備資金借入金元金償還補助金収益	1,530,000	1,530,000	0
		特別収益計 (8)	2,126,640	1,530,000	596,640
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	596,640	0	596,640
		特別費用計 (9)	596,640	0	596,640
特別増減差額 (10) = (8) - (9)		1,530,000	1,530,000	0	
当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)		17,508,147	17,434,576	73,571	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)		45,608,380	39,173,804	6,434,576
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)		63,116,527	56,608,380	6,508,147
	基本金取崩額 (14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)		0	0	0
	その他の積立金積立額 (16)		11,000,000	11,000,000	0
	人件費積立金積立額		2,000,000	2,000,000	0
	修繕積立金積立額		0	1,000,000	△ 1,000,000
	備品等購入積立金積立額		0	1,000,000	△ 1,000,000
施設整備等積立金積立額		9,000,000	7,000,000	2,000,000	
次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)		52,116,527	45,608,380	6,508,147	

法人単位貸借対照表
令和5年3月31日現在

法人名：社会福祉法人青空会

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	26,817,843	28,024,009	△ 1,206,166	流動負債	14,250,815	16,239,883	△ 1,989,068
現金預金	17,921,408	24,535,677	△ 6,614,269	事業未払金	3,232,883	4,643,669	△ 1,410,786
事業未収金	3,948,695	116,440	3,832,255	1年以内返済予定設備資金借入金	9,936,000	9,936,000	0
未収補助金	4,816,660	3,240,812	1,575,848	預り金	0	5,105	△ 5,105
前払費用	131,080	131,080	0	職員預り金	1,081,932	1,655,109	△ 573,177
固定資産	507,764,418	505,649,807	2,114,611	固定負債	218,512,000	228,448,000	△ 9,936,000
基本財産	449,567,902	456,356,108	△ 6,788,206	設備資金借入金	218,512,000	228,448,000	△ 9,936,000
土地	298,000,000	298,000,000	0	負債の部合計	232,762,815	244,687,883	△ 11,925,068
建物	151,567,902	158,356,108	△ 6,788,206	純資産の部			
その他の固定資産	58,196,516	49,293,699	8,902,817	基本金	100,000,000	100,000,000	0
構築物	10,499,388	11,838,246	△ 1,338,858	国庫補助金等特別積立金	104,702,919	109,377,553	△ 4,674,634
器具及び備品	1,889,389	2,428,723	△ 539,334	その他の積立金	45,000,000	34,000,000	11,000,000
権利	666,659	754,570	△ 87,911	人件費積立金	7,000,000	5,000,000	2,000,000
出資金	10,000	10,000	0	修繕積立金	7,000,000	7,000,000	0
人件費積立資産	7,000,000	5,000,000	2,000,000	備品等購入積立金	8,000,000	8,000,000	0
修繕積立資産	7,000,000	7,000,000	0	施設・設備整備積立金	23,000,000	14,000,000	9,000,000
備品等購入積立資産	8,000,000	8,000,000	0	次期繰越活動増減差額	52,116,527	45,608,380	6,508,147
施設・設備整備積立資産	23,000,000	14,000,000	9,000,000	(うち当期活動増減差額)	17,508,147	17,434,576	73,571
長期前払費用	131,080	262,160	△ 131,080	純資産の部合計	301,819,446	288,985,933	12,833,513
資産の部合計	534,582,261	533,673,816	908,445	負債及び純資産の部合計	534,582,261	533,673,816	908,445

あおぞら保育園拠点区分 貸借対照表
令和5年3月31日現在

法人名：社会福祉法人青空会

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	26,817,843	28,024,009	△ 1,206,166	流動負債	14,250,815	16,239,883	△ 1,989,068
現金預金	17,921,408	24,535,677	△ 6,614,269	事業未払金	3,232,883	4,643,669	△ 1,410,786
事業未収金	3,948,695	116,440	3,832,255	1年以内返済予定設備資金借入金	9,936,000	9,936,000	0
未収補助金	4,816,660	3,240,812	1,575,848	預り金	0	5,105	△ 5,105
前払費用	131,080	131,080	0	職員預り金	1,081,932	1,655,109	△ 573,177
固定資産	507,764,418	505,649,807	2,114,611	固定負債	218,512,000	228,448,000	△ 9,936,000
基本財産	449,567,902	456,356,108	△ 6,788,206	設備資金借入金	218,512,000	228,448,000	△ 9,936,000
土地	298,000,000	298,000,000	0	負債の部合計	232,762,815	244,687,883	△ 11,925,068
建物	151,567,902	158,356,108	△ 6,788,206	純資産の部			
その他の固定資産	58,196,516	49,293,699	8,902,817	基本金	100,000,000	100,000,000	0
構築物	10,499,388	11,838,246	△ 1,338,858	国庫補助金等特別積立金	104,702,919	109,377,553	△ 4,674,634
器具及び備品	1,889,389	2,428,723	△ 539,334	その他の積立金	45,000,000	34,000,000	11,000,000
権利	666,659	754,570	△ 87,911	人件費積立金	7,000,000	5,000,000	2,000,000
出資金	10,000	10,000	0	修繕積立金	7,000,000	7,000,000	0
人件費積立資産	7,000,000	5,000,000	2,000,000	備品等購入積立金	8,000,000	8,000,000	0
修繕積立資産	7,000,000	7,000,000	0	施設・設備整備積立金	23,000,000	14,000,000	9,000,000
備品等購入積立資産	8,000,000	8,000,000	0	次期繰越活動増減差額	52,116,527	45,608,380	6,508,147
施設・設備整備積立資産	23,000,000	14,000,000	9,000,000	(うち当期活動増減差額)	17,508,147	17,434,576	73,571
長期前払費用	131,080	262,160	△ 131,080	純資産の部合計	301,819,446	288,985,933	12,833,513
資産の部合計	534,582,261	533,673,816	908,445	負債及び純資産の部合計	534,582,261	533,673,816	908,445

社会福祉法人青空会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

保育所 あおぞら保育園の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人青空会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都市左京区吉田中阿達町39番地16に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名以上の合計3名以上で構成する。ただし、外部委員を2名以上とする場合は、職員1名を置かないことができる。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、1人当たりの各年度の総額が3万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長

が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第23条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状

況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 京都市左京区吉田中阿達町39番地16所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建保育所あおぞら保育園園舎 一棟（1階333.91㎡、2階262.81㎡）

(2) 京都市左京区吉田中阿達町39番16所在の保育所あおぞら保育園敷地

(976.82㎡)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、法人事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を法人事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都市長の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人青空会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	稲葉	由貴子
理事	稲葉	正行
理事	河野	佑宜
理事	葛西	友子
理事	鶴丸	月子
理事	小林	義夫
監事	戸津川	聖信
監事	西川	和男

2 第5条で定める評議員の定数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、「4名以上」とする。

3 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人青空会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(役員に対する報酬の総額)

第3条 役員に対する報酬の総額は年間400,000円以内とする。

(各役員に対する報酬の支給基準)

第4条 報酬は、理事会、監事監査等への出席につき日額10,000円（源泉所得税等控除後）とする。

(評議員に対する報酬の総額)

第5条 評議員に対する報酬は、定款第8条に基づき1人当たり年間30,000円以内とする。

(各評議員に対する報酬の支給基準)

第6条 報酬は、評議員会への出席につき日額10,000円（源泉所得税等控除後）とする。

(報酬以外の費用支給)

第7条 役員等が、職務の遂行に当たって必要な費用を支出した場合には、当該費用を支給する。ただし、会議等への出席のための交通費は第4条及び第6条の報酬に含むものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月24日より施行する。

ただし、社会福祉法改正に伴う現行定款施行日（平成29年4月1日）から定時評議員会開催日（平成29年6月24日）までの間に開催された理事会等についても、この規程を準用する。

令和5年度社会福祉法人青空会役員名簿

理事長

稲葉 由貴子

理事

稲葉 正行

理事

河野 佑宜

理事

葛西 友子

理事

小林 義夫

理事

鶴丸 月子

監事

戸津川 聖信

監事

西川 和男

令和5年度社会福祉法人青空会評議員名簿

藤田寿男

藪田一子

近澤隆子

金柁純子

木藤尚子

眞田寛子

宮村定男